

中国産種子に係る暫定措置の実施について（措置の追加）

1. 経緯

- (1) 中国から輸入されたピーマン種子から、植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）別表2の2の24項で輸出国に精密検定措置を要求しているジャガイモやせいもウイロイド（PSTVd）が検出された事例を受け、令和元年12月27日から、中国で当該措置が実施された PSTVd 宿主種子を対象に、暫定措置として輸入検査時に精密検定を開始。
- (2) 日本側からの原因究明等を求める書簡（令和2年1月、3月及び6月）に対し、同国からの回答が得られなかったことを受け、令和2年9月から、同様の検疫措置を要求している スイカ果実汚斑細菌病菌（Aac）及び *Pepino mosaic virus*（PepMV）の宿主種子についても、暫定措置として輸入検査時に精密検定を開始。
- (3) PSTVd 及び Aac が輸入検査で繰り返し検出されていることを受け、同年11月11日付け規則の一部を改正する省令の施行に伴い、同国を含め対象国に新たに精密検定の実施を要求する *Maize chlorotic mottle virus*（MCMV）、*Tomato brown rugose fruit virus*（ToBRFV）及び *Zucchini green mottle mosaic virus*（ZGMMV）についても、同日以降、輸入検査時の精密検定を開始。
- (4) 令和3年4月28日付け規則の一部を改正する省令の施行に伴い、同国を含め対象国に新たに精密検定の実施を要求する *Broad bean stain virus*（BBSV）及び *Tomato mottle mosaic virus*（ToMMV）について、同日以降、輸入検査時の精密検定を開始。

2. 植物防疫法施行規則の改正に伴う対応

輸入検疫の対象となる病害虫及び輸入植物検疫措置の見直し（第8次改正）に伴う規則の一部を改正する省令の施行（本年3月23日）により、中国を含め対象国に新たに精密検定を要求する *Pantoea stewartii* subsp. *stewartii*（トウモロコシ萎ちょう細菌病菌）及び *Broad bean true mosaic virus*（BBTMV）についても、省令施行日以降、暫定措置として輸入検査時の精密検定を開始することとする。

3. 追加の暫定措置の内容

新たに精密検定を要求するトウモロコシ萎ちょう細菌病菌及びBBTMVの侵入を防止するため、現在実施している緊急の暫定措置に加え、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において以下の対応を追加で実施。

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として中国から輸入される、規則別表 2 の 2 の 43 項及び 44 項に掲げる植物の種子

② 対応を行う期間

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行日（令和 4 年 3 月 23 日）から当面の間

③ 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	100 粒
<i>Broad bean true mosaic virus</i>	100 粒